

# 日本国憲法における國体護持の意義を、鈴木内閣・東久邇宮内閣・ 幣原内閣の政治動向も踏まえて考察する

— 現在の高等学校教育にどのように反映されているのかについて検証する —

*Analyzing the Significance of Preservation for Emperor-centered National Ideology in the  
Constitution of Japan Based on the Political Stream of Suzuki Cabinet,  
Higashi-Kuninomiya Cabinet and Shidehara Cabinet  
— Verifying How the Significance is Reflected in Higher Education —*

中川 直毅 NAKAGAWA Naoki

(人間発達学部)

## 1. はじめに

本稿では、大日本帝国憲法（以下、「明治憲法」という。）に基づく國体護持の意義と日本国憲法における象徴天皇との関連性について考察し、これらが現代教育においてどのような形で反映されているのかについて検証を試みることにする。

令和2年11月29日に、国会議事堂の参議院議場において、天皇皇后両陛下のご臨席の下、議会開設130周年記念式典が厳粛に催された。その冒頭において、東京藝大フィルハーモニアの弦楽メンバーにより、国歌が演奏され、国会議事堂内に君が代が厳かに響き渡った。衆議院議長及び参議院議長、そして内閣総理大臣、最高裁判所長官の順で三権の長による祝辞があった。天皇陛下も、両院議長の後に、議員総起立の議場で、お祝いのおことばを述べられた。大変感慨深いものがあった。

これらの祝辞に共通する内容は、明治23年（1890）に帝国議会<sup>1)</sup>が開院され、幾多の苦難を経ながらも先人の弛まない努力を以て議会政治は引き継がれ、国民主権に変換された日本国憲法の下でも国会が、国権の最高機関としての使命を果たしているなどとして、その意義と重要性について、引き続き使命を果たしていくべく決意が述べられている。そして天皇陛下に於かせられては、日本国憲法第1条に定める象徴天皇としてのお勤めをなされ、おことばを述べられたのである。

しかしながら、天皇陛下が、国会でおことばを述べられたことに対して、そして、「帝国議会から引き継いだ国会」との趣旨の言辞について、異を唱えている者の話を耳にすることがある。言論の自由が保障されている民主主義国家において、自由な意見を有することには問題はないが、これらの者が日本国憲法を護っていくと表明している割には、些か不遜であるとの感を禁じ得ない。この点についての議論としては、象徴天皇の元首、君主制の枠組みについてのものと、日本国憲法の法的連続性についての評価が対象となってくる。

---

1) 明治23年（1890）11月に、衆議院及び貴族院による第1回帝国議会が開催された。

筆者は、これらについて常々、象徴天皇制は我が国の古来の伝統を重んじたものが近代憲法によって新しい視点による制度として再整備されたものと考えているし、法的連続性については、日本国憲法は明治憲法の改正手続きに厳密に則って、天皇主権から国民主権に変換されたものであって、「君」と「民」との間で当時の帝国議会を通じて協定が成立したと看做すことができ、故に協定憲法が成立したとする根拠<sup>2)</sup>を成し得ているとも考えている。

## 2. 問題提起として

現行の日本国憲法は、明治憲法第73条の改正手続きを厳密に履行して改正された憲法であり、いわば改正明治憲法であって、当然ながらにも法的連続性は保持されているということになる。しかしながら、現下の学校教育においては、天皇主権から国民主権に代わって、基本的人権が保障され、三権分立による国家運営が行われており、明治憲法下の国家とは異なり、民主主義、自由主義の新しい国家として再スタートしたなどとされている。そして、その法的根拠として八月革命説<sup>3)</sup>なるものを紹介している場合もあるだろう。しかしながら、果たしてそうなのであろうか。

また、天皇陛下が、国会議事堂の参議院議場において、おことばを述べられているのは、明治憲法下の第1回帝国議会の開会式で明治天皇から勅語を賜ったことを起源として、今に継承されている。因みに、現在のおことばを述べておられる場所は、帝国議会では貴族院議場の玉座であった。この様に外形的ながら、慣行的に帝国議会から国会へと引き継がれている事柄は多くあり、内閣総理大臣も、現在の岸田邦雄首相は、初代の伊藤博文から数えて100代目として、いわゆる通しで数えられている。

先述の記念式典や国会開会式は、当にこの元貴族院議場の玉座であった処で、天皇陛下はおことばを述べられている。これらについて政府は、日本国憲法が明文で定めている国事行為ではなく、慣行的な公的行為であるとして説明しているが、ここは日本国憲法の解釈上の議論になっており各種学説<sup>4)</sup>がある。筆者は、当該行為について、いわゆる象徴行為説を強化した立場から全く議論する余地もなく憲法の法的連続性の観点からも当然の行為であると考えている。

この理由については、法的連続性が国家の連続性を示すものであると考えるからである

---

2) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 39頁引用

3) 東京大学名誉教授の宮澤俊義博士による学説。ポツダム宣言受諾で、日本には法的な意味での革命が擬制的に起こり、主権の所在が天皇から国民に移行し、日本国憲法は新たに主権者たる国民が制定したと看做すとした考え方。主権転換を説明する上での多数説的なものではあるが、京都大学の大石義雄博士らの欽定憲法説などとは対立した見解である。大石義雄博士は、その著書「日本国憲法論 増補版」(嵯峨野書院1980年 51頁及び106~107頁)で、「……その成立過程から見れば、欽定憲法たるの性格を有しているのである」などとして、日本国憲法が欽定憲法であると説いている。

4) 公的行為との視点で肯定的に考える象徴行為説や公人行為説。全くの違憲と考える公的行為否定説、そして国事行為説など多様な考え方に満ち溢れている。

が、では、これらの支柱となる国家体制たる「國體」とは何か、「國體護持」とは何かについて、論究していく過程で明らかにしていきたい。そして併せて、これらの議論を踏まえて、高等学校教育（以下、「高校教育」という。）においてどのような教育がなされているのかについても、文部科学省の検定済み教科書「日本史A」の記述から検証し読み解いていくことにする。

なお、検証対象としている、「日本史A」の教科書は、高校教育において、近現代史の学びの脆弱性を改善することを目的に誕生したもので<sup>5)</sup>、近現代史に限定された記述がその特長である。

### 3. 國體についての考察

國體についての解釈は、様々な先行研究により多様な意見が出されており、併せて、歴史的な政治動向からも各様の議論がなされている。そこで、これらに基づき、君主と元首の定義を紐解きながら、象徴的元首の視点で、且つ國體の近現代史の史実から、私見としての國體の定義について論究することにする。

#### 3-1 象徴的としての君主と元首

天皇陛下は、何故国会でおことばを述べておられるのだろうか。その説明は、結論から述べると、「主権の在する国民の総意に基づく日本国民の統合としての象徴天皇だから」ということに尽きる。象徴天皇は、20世紀型の君主<sup>6)</sup>であり、我が国古来の天皇の権威が国民及び国家の統合の象徴機能として、現代の国民主権が及ぶ民主主義国家においても、象徴的な元首としてこれを体现されたものと考えている。権威とは、自発的に従おうと促すような関係のことであって、人々が進んで従おうとする下から上に向かって働く力のことであり、敬愛の念や親愛の情がこれにあたる。井上孚磨博士<sup>7)</sup>によると、「権威は急ごしらへに作られるものではなく、自ずから生まれてくるものである。生まれるには時間が要する」と意見しておられるが、二千六百有余年の悠久の歴史の流れの中で国民精神として生成されていったものであるとの、井上博士のこの考え方には、大きく首肯するところである。因みに、権力とは、組織上の地位による上意下達機能や威嚇や武力によって強制的に同意・服従させる関係であり、上から下に強制的に従わせようとする力のことである。権威とは似ても似つかぬ意味となっている。

次に、象徴天皇の元首性、君主制についての基準の見解を示すことにする。君主は、現代においては、その地位が世襲制であることが絶対的条件であり、併せて先述の権威を有していなければならない、近代の君主のように必ずしも行政権などを具備している必要はな

5) 平成元年の文部大臣告示の「学習指導要領」において導入された。

6) 下條芳明・東裕『新・テキストブック日本国憲法』嵯峨野書院 2015年 39頁引用

7) 井上孚磨（1891～1978）歌人であり法学者。台北帝国大学教授、法政大学教授、亜細亜大学教授を歴任。

く、その機能は名目化されている<sup>8)</sup>。一方の元首については、諸外国に対する、条約締結権を含む外交問題の処理機能の有無による、国家代表としての要件の具備が最たるものであると考えている。これらに基づく、明治憲法下における天皇の君主性及び元首性は完全無垢として至極当然なことであるが、戦後の日本国憲法下においては、確かに首相元首説や内閣元首説などの多様な意見があることは承知しているものの、象徴天皇についても、これらの妥当性が引き続いていとの見解を有している。憲法学的には、日本国憲法が明治憲法の改正により成立していることに鑑みても、そして国際法の視点としても、諸外国が訪日大使に持たせる信任状の宛先を天皇陛下として、称号も陛下としている点からもその意思表示は明確であって、国際的な慣習法が成立している事実を如実に表すものであり、このように解するところの所以でもある。

20世紀後半には、スペイン王国の1978年憲法などにより、我が国の象徴天皇に似た条項が散見されるようになってきた。早稲田大学名誉教授の小林昭三<sup>9)</sup>先生は、「現代民主制国家一般の元首の基本的要件とは、政治的には中立的地位に立ち、国家及び国民統合の象徴機能の担い手である」とした上で、「対外的には国家統一を擬人化し、対内的には国家国民の統合の事実を体現するという二つの機能」<sup>10)</sup>を有しているとの見解は、象徴天皇論を実にしっかりと説明されているものと思う。このような見地は、必然の定として、天皇が我が国の君主であり、且つ元首であることに疑いなく信ずるに十分な理由となる。したがって、これらの理由から象徴天皇は、象徴的元首としての法的機能を持つものと考えることができ、我が国は歴とした立憲君主を戴く民主主義国家ということになる。政府においても、内閣法制局が「外交関係において国を代表する面を持っており、元首として差し支えない」<sup>11)</sup>との見解を示している。

### 3-2 國体とは

次に、國体の意味するところについて言及してみる。

(1) 國体とはそもそも幕末の水戸学によって提唱されたのが始まりとされている。戦前の憲法学では、穂積八束博士<sup>12)</sup>が、「国家体制には統治権（主権）の所在により『君主國体』と『民主國体』との区別があり、統治権の行使の方式により『専制政体』と『立憲政体』との区別がある」とした上で、「『國体』は国家の歴史の成果であり、民族の確信によって決まるもので、憲法改正によっては変更し得ない」<sup>13)</sup>ものであるとの國体論を展開

8) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 46頁参照

9) 小林昭三（1927～）早稲田大学名誉教授。専門は憲法学・比較憲法学。

10) 下條芳明・東裕『新・テキストブック日本国憲法』嵯峨野書院 2015年 39頁引用

11) 昭和63年10月11日 内閣法制局見解

12) 穂積八束（1860～1912）法学者、貴族院議員、東京帝国大学名誉教授。民法典論争では「民法出デテ忠孝亡ブ」と論文で記述し有名となった。現在の日本大学の前身、日本法律学校の設立にも参画している。天皇主権説を唱えて天皇機関説と対立していた。

13) 小林昭三監修『日本国憲法講義』成文堂 2009年 24頁引用

していた。この学説に対抗していたのが、ドイツを起源とする国家法人説に基づく、「天皇は国家の機関なり」とする、東京帝国大学教授の美濃部達吉博士による天皇機関説である。これは、主権の存在は国家自体に在り、憲法学上は政体を定めるに留まり、穂積博士が主張するような、万世一系の天皇としての國体は、統治体制としては相容れられない、歴史的・倫理的概念に留まるものであるとして、主権の在り方を中心に学説的に対立していた。このように学説の鋭い対立はあったものの、何れもが「國体と政体」を区別する二元論に立脚したものであった。政体は、時代によって支配統治の政治形態に変化があるが、國体については、政治の次元を超越した天皇という権威者が常時君臨する秩序感ということになる<sup>14)</sup>。

もっとも天皇機関説は、戦前日本の明治憲法下における憲法解釈の通説的な立場にあり、世論からも支持されており、何よりも昭和天皇ご自身もこの説にご理解を示しておられ、立憲政体の君主として体现されてもいた。しかしながら、天皇機関説は、昭和9年(1934)に始まるこの学説への糾弾によって、昭和10年(1935)2月には天皇機関説事件<sup>15)</sup>を惹起せしめ、昭和13年(1938)に岡田啓介内閣が、躊躇しながらも、急進軍部と右翼の圧力に屈して発することとなった國体明徴声明により表舞台から葬り去られてしまった。その後、当時の文部省は「国体の本義」<sup>16)</sup>を刊行し、臣民が天皇に絶対服従すべきこと等を説くようになった。そして天皇機関説は、美濃部博士の学究的生命と共に粉碎、排除されてしまった。また、戦前の司法判断<sup>17)</sup>においては、治安維持法がらみの判決で、大審院が「國体とは、『万世一系ノ天皇君臨シ総覽シ給フトイウ大原則』を意味する」と判示している。

(2) これらの後において、大東亜戦争<sup>18)</sup>がポツダム宣言を受諾することで終戦を迎えると、連合軍最高司令部(以下、「GHQ」という。)の指示により國体論は封印されることになった。その後の國体論では、「日本の敗戦の際にも威力を示し、日本政府は國体の護持を唯一の条件として降伏した」が、「戦後は民主主義に取って替われ、國体という

14) 白井聡『国体論』集英社 2018年 98頁参照

15) 天皇機関説事件とは、昭和9年に、貴族院で菊池武夫議員が、当時の憲法学会で通説とされていた美濃部達吉博士の「天皇機関説」を糾弾したことが発端となり、これに右翼らが便乗し、美濃部博士を「逆賊」「学匪」と呼んで糾弾し議員辞職等に追い込んだ事件。なお、この事件は、野党の立憲政友会が陸軍皇道派及び右翼思想家と提携して、岡田啓介内閣の倒閣運動を起こして政権与党への復帰を目論んだとする背景もある。

16) 当時の文部省が編纂。殊更に神勅や万世一系を強調する國体明徴運動の理論的な支柱。天皇や國体を護るために国民が命を捧げることを説き、軍国主義化の精神的・教育的支柱の一翼を担うことになる。

17) 大審院には、日本国憲法下の最高裁判所などの司法に認められている違憲審査権のような権限は無かった。明治憲法の憲法審査は、天皇の輔弼機関の枢密院が「天皇の名において」行うことになっていた。

18) 大東亜戦争の呼称は、昭和16年12月12日に東條内閣において、「支那事変(日中戦争)と対米英戦争を合わせた戦争呼称」として閣議決定された。またこの際に「平時と戦時の分限を昭和16年12月8日午前1時30分とする」と決定されている。

語は過去の言葉になった」と説明されるに至る<sup>19)</sup>。そして、国民主権下の日常において、象徴天皇の制度的な親和性による浸透もあって、國体の意義についての議論は益々低下していくのである。

もっとも、このような戦後の新しい社会的環境下でも、東京大学の尾高朝雄博士<sup>20)</sup>は、その名著たる『国民主権と天皇制』<sup>21)</sup>の中で國体を、「『万世一系の天皇』の統治を核心とする国家構造の基本原則である」として定義化している。そして、京都大学の大石義雄博士<sup>22)</sup>によれば、「我が国家統治権の総覧者は万世一系の天皇たるべきことを以て、国家統治の根本秩序すなわち國体とする」<sup>23)</sup>と解釈して、明治憲法の改正とされる欽定憲法としての日本国憲法の在り方に合わせた考え方で、戦前からの國体思想を維持し、矜持を保っておられる<sup>24)</sup>。

(3) 戦後最初の政府となる東久邇宮内閣は、GHQの間接統治の下で、明治憲法の改正に着手したものの、天皇大権を一部制限するだけに留まる姿勢で、國体を論議するなどとは毛頭考えの外であったようであるし、その後を継いだ幣原内閣は、戦前の岡田内閣が國体明徴声明を出して以来のこととして、國体についての定義に関する時の政府の見解を示している。憲法改正を審議する第90回帝国議会では、憲法改正は「國体」変革を意味するのか否かが大激論になった。このような中で、幣原内閣の憲法改正担当の国務大臣金森徳次郎<sup>25)</sup>は、議員の質問に答える形で「そもそも『國体』とは日本国家の根本的特徴のことであろうが、それは『天皇は我々の憧れの中心であり、心の奥深く根を張って居る所の繋がりを中心である』ことに他ならない。明治憲法から日本国憲法に移行しても、この意味での『國体』は不変であり、むしろ新憲法の象徴天皇規定はこうした『國体』の基礎の上に『国民の総意を基にして築き上げられた規定』である」<sup>26)</sup>と答弁している。即ち、「日

19) 鹿野政直『国体論』『近代日本思想案内』岩波書店〈岩波文庫別冊14〉1999年 118～138頁参照

20) 尾高朝雄（1899～1956）法哲学者、京城帝国大学法文学部教授、東京帝国大学法学部教授。本文引用の原本は、昭和29年（1954）に青林書院刊行の『国民主権と天皇制』。戦後の國体論争においてノモス主権説（根本法、政治の矩）を唱えて、東京大学教授の宮沢俊義博士と憲法論争となったが支持は少なかった。

21) 尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社 2019年（学術文庫）

22) 京都大学名誉教授の大石義雄博士（1903～1991）は、佐々木惣一博士（後掲）の直弟子であり、いわゆる京大憲法学派の重鎮であった。東京大学の宮沢俊儀博士の八月革命説に猛反論し、現憲法を欽定憲法と主張し、日本の歴史と伝統に基づいた憲法解釈を重視して、自衛隊合憲論、靖国神社国家護持合憲論や憲法改正無限界説を論じた。また、京都産業大学法学部創設に参画し長らく同大学法学部長を務めていた。なお、門下生の憲法学者には、阿部照哉（1929～2019）京都大学名誉教授・元近畿大学学長や榎原猛（1926～2004）大阪大学名誉教授などがある。佐藤幸治（1937～）京都大学名誉教授もこの京大憲法学派の本流ではあるが、大石憲法学の超保守的な考え方とは一線を画している。

23) 大石義雄『日本国憲法論』嵯峨野書院 1974年。大審院は「我が帝國八万世一系ノ天皇君臨シ統治権ヲ総攬シ給フコトヲ以テ其ノ國体ノ意味モ亦斯クノ如ク解スベキモノトス」と判示している。

24) 更に加えて、大石義雄博士は、明治憲法下においては、「肇国以来かつて変更されたことのないわが國体であると一般に観念されていたのである」とも説明されている。

25) 金森徳次郎（1886～1959）。政治家であり憲法学者。法制局長官（岡田内閣）、憲法担当国務大臣（第1次吉田内閣）。天皇機関説事件では著書が右翼から糾弾され法制局長官を辞任に追い込まれている。初代の国立国会図書館長。

26) 昭和21年7月1日の衆議院帝国憲法改正案委員会での答弁。

本の国は、『天皇を憧れの中心とする国民の心の繋がりを』を基礎として存在する<sup>27)</sup>ことにより、国家が成立しているとした。このような政府見解を以って、いわゆる「天皇憧れ論」を展開しつつ、このような国の形を「國體」と認識していくことを以て、国民主権になっても國體は維持されているとの考えを表明したのである。もっともこれらは金森大臣の個性に負うところもあるが、世論の混乱を最大限回避すべき大きな意図があったと考えるには、当時の世相から妥当であると思う。そして新憲法下の国会において、國體、国の根本形態に関する政府答弁で、筆者が記憶に留めたいと思ったのは、時代は下り、近年の国旗国歌法案の国会審議における政府答弁としての小淵恵三首相の見解であろうか<sup>28)</sup>。

また、国民主権下における國體は、真の民主主義国家として国の再建が進み、象徴天皇の制度が国民に受け入れられ、馴染んでいくと共に、高度経済成長期へ入って行き国民の生活が飛躍的に向上していくに伴って、現実重視でこれらの議論はその使命を終えていったのであろう。

### 3-3 天皇の国家統治と統合象徴の機能

(1) 大東亜戦争終了前後には、國體についての議論で騒然としたにもかかわらず、象徴天皇の制度は意外とも思われる程、日本国憲法とは親和性が有り、また国民にもとても馴染む制度であったのには、天皇の伝統的な機能面に要因があったと考えている。

万世一系の天皇が有してきた機能について、拙著「日本国憲法論14講」<sup>29)</sup>での記述を基にして検証してみる。そもそも天皇には、神武天皇の御代より、国家統治機能と統合象徴機能の二つの国家的機能が求められている。そして、連綿と続く皇室の伝統として積み重ねられてきた皇統保持の祭事や儀式についても随伴的な伝統承継機能としてこれらに加わるものである。歴史上、この三つの機能が天皇の役割とされてきたと考えている。もっとも、伝統承継機能については、皇室の家伝でもあることから、日本の最も長く継承されている国家的伝承としての位置は占めていても、国家機能の側面は有していないと考える。

国家統治機能については、少なくとも1221年の承久の変<sup>30)</sup>で後鳥羽上皇が、賊臣北条

27) 尾高朝雄『国民主権と天皇制（講談社学術文庫）』講談社 2019年 37頁参照

28) 国旗国歌法案の国会審議において、小淵恵三首相は、「国歌・君が代の『君』は日本国及び日本国民統合の象徴であり、その地位が主権の存する日本国民の総意に基づく天皇のことを指しており、君が代とは、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国のことであり、君が代の歌詞も、そうした我が国の末永い繁栄と平和を祈念したものと解することが適当である」と答弁した。（平成11年6月29日衆議院本会議における小淵恵三首相の答弁）

29) 2020年に『精選日本国憲法論14講』として刊行。

30) 承久の乱ともいう。鎌倉時代の承久3年（1221）に後鳥羽上皇が執権北条義時を征伐するために兵を挙げたが逆に敗れた。武家政権を倒して、古代より続く朝廷の復権を目的とした争い。朝廷側の敗北で後鳥羽上皇は隠岐に配流され、以後、鎌倉幕府は、朝廷の権力を制限し、朝廷を監視する体制を確立し、皇位継承等にも影響力を持つようになった。なお、承久の乱と呼ばれていることもあるが、上皇が起こしたのだから「反乱」ではない。「変」は主に不意の政治的・社会的事件に、「乱」は主に武力を伴う事件に使われている。したがって「承久の変」が正確であろうが、高等学校教科書では、承久の乱と記述している教科書が圧倒的に多い。

義時によって隠岐に配流になられるまでは、統合象徴機能と共に、時代時々の政治情勢に左右されながらも実質または形式的にも有していた。その後は、鎌倉幕府の北条執権政治により、政治的実権が失われることによって国家統治権能は取り除かれ、統合象徴機能に限って機能するようになり、その後の足利幕府、豊臣政権、そして江戸幕府が崩壊するまで、権威を保ちながら、国家の統合象徴機能を果たしてきた。戦国の群雄割拠時代でも、江戸幕府の幕藩体制の下でも、権力は無くても権威或いは文化的な役割を保持して、形骸化している律令制度とも相まって、日本国をひとつの国家としてまとめる一翼を担っていたのである。

ところが、明治維新の際には、これを成功させた薩摩藩出身の大久保利通や公家出身の岩倉具視らは、新しい国家建設にあたって、絶対的権威を天皇に再度与え、国家統治においても立憲君主制の思想を取り入れた天皇像を考えつくことになる。これは意外にも、公儀といわれた江戸幕府が人々から信頼されており、その政治体制を取って無理強いにひっくり返したことから、幕府を超える唯一の権威としての天皇が必要となったのではなかろうか<sup>31)</sup>。そして、大久保の後継者たる伊藤博文は、明治憲法を制定することによって、明治国家体制を欧米諸国に認められるように完成形としていったのである。つまりここで、再び天皇に国家統治と統合象徴の機能が与え直され政治権力が付与されることになった。しかしながら、大東亜戦争に敗れてGHQが進駐して来て、ポツダム宣言による「民主主義的傾向の復活」が求められ、英国型の立憲政体は維持されながらも、国民主権による議院内閣制の実現が模索され、再び国家統治の機能が抜け落ち統合象徴の機能が単独で全てを担うことに至る。このような経緯と理由から、明治憲法下の民主主義的傾向とも相俟って、象徴的天皇の制度についての国民的思想は成就しており、受け入れる土壌は既に蓄積されていたのである。したがって政体の先祖返り現象が起こったという認識である。

(2) 近代君主制国家では、君主はそもそも象徴としての地位と役割を担い権威を有しているが、我が国の皇室のような、万世一系で国民の敬愛の念や親愛の情に支えられた権威は希少的であって、理由の如何によらずに親愛の下での強い絆による信頼感が醸成されている。このような我が国の強い独自性を有する権威に基づいて、歴代の天皇は、世界に類をみない連綿とした国民統合の象徴としての期待とその役割の担いを築いてこられた。したがって、統治権の総攬者としての天皇から、国民統合の象徴としての天皇とながらも、国民には全くの自然体として映るわけである。ここに國体とは何ぞやとの解が在るのではなかろうか。

東京大学名誉教授だった芦部信喜先生も、「明治憲法の下でも、天皇は象徴であったとすることができるのだが、統治権の総攬者としての地位が前面に出ていたために、象徴としての地位が背後に隠れてしまっていた」とし、象徴天皇は、「統治権の総攬者たる地位

31) 大石義雄『日本国憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年 46頁参照



と結びついた場合の象徴性と国政に関する機能を一切有しない原則と結びついた場合の象徴性がある」として、このふたつは本質的にも異なるものであるとその著書で述べている<sup>32)</sup>。また、小林昭三先生も著書で、哲学者の和辻哲郎が戦後間もなく憲法学者との論争で主張した「天皇が統治権の総覧者であるという史実は明治以後の事実には過ぎず、日本の歴史を貫いて存する事実ではない。我が国の固有の歴史的事実とはまさに『天皇が日本国民の統一の象徴であること』にあり、明治憲法から日本国憲法に代わっても『國體』は何ら変更していない」<sup>33)</sup>との、天皇不親政論としての「文化的天皇論」を紹介している。

(3) このような議論に照らしみて思うに、先述の金森國務大臣による政府見解は、仮に欺瞞的だと批判されても致し方ない説明であったとしても、政府関係者をはじめ国民一般にも、特別な違和感を持つこともなく受け入れることができたのは古代から受け継がれてきた統合象徴の機能に近似した象徴天皇の制度であったことに基づくものと思う。これは国民にとっては戦争の悲しさからの逃避思想と並立して、当にあこがれの的な存続であったのである。このように、日本国憲法が定める象徴天皇制<sup>34)</sup>は、『新しい発想に基づく機軸ではなく、伝統的な天皇制の在り方に回帰しただけであった』<sup>35)</sup>ことから、広く国民に受け入れられ、今に続いているのではないかと考えている。故に、このようなことから戦後の國體については、「万世一系の天皇による象徴的君主として、伝統的に統治されている国の体制」と定義することができると考えている。これを「戦後期の國體」と呼ぶことにする。

### 3-4 小括

このように天皇が、歴史的に支配者として君臨した時代は極めて短期であったことからしても、権力は実質的なものであってこれを政体と呼び、権威は精神的なものでこちらは國體と呼び、それぞれの対局比重は、圧倒的に精神的な権威としての統治象徴機能の方が長かったといえる。明治維新後に国家統治機能が再機能化されてからも、明治憲法の条規及び解釈運用により、象徴的元首として天皇を頂く存在とされた。これについては、美濃部博士の機関説的な考えにも配慮して鑑みれば、戦前の國體とは政体と区別しながら、「万世一系の天皇が三権を輔弼を通じて委任した國務と軍部の統帥を合わせた統治権を有する政治体制」であると説明することで差支えないものと思う。これを「戦前憲政期の國體」と呼びたい。したがって、戦前憲政期の國體は、軍部主導の戦時体制の一時期を除

32) 芦部信喜『憲法 第六版（高橋和之補訂）』岩波書店 2015年 45～46頁参照

33) 小林昭三監修『日本国憲法講義』成文堂 2009年 25～26頁参照

34) 象徴天皇の仕組みについては、創設規定説と宣言的規定説とに学説が分かれている。「創設規定説」は、象徴天皇を、日本国憲法により新設された制度として捉えている。一方の「宣言的規定説」は、象徴天皇の条項は、「主権原理の転換で明治憲法における天皇としての統治権の総覧者たる地位は否定されたが、歴史的存在たる天皇の地位や権能については、象徴たる地位として継続されている」と宣言したものであるとしている。筆者は、この宣言的規定説に近い考え方を持っている。

35) 池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年 27頁参照

き、戦後期の國体にも通ずるところが多く、とくに歴史に累々とした統合象徴機能の優生は国民に受け入れやすいものであったと考える。

#### 4. 憲政の常道と象徴的天皇

本節では、明治憲法下における憲政の常道としての議院内閣制の展開と、天皇の統治権の実態を照らし合わせながら、立憲君主として、そして憲政に則った統治権を遂行する天皇の役割を論じながら、改正明治憲法たる、今の日本国憲法下の象徴天皇と比較しつつ、天皇の象徴的役割と国家の継続性を確認していくことにする。

##### 4-1 憲政の常道

日本国憲法の成立に、大きな影響を与えているポツダム宣言の第10条<sup>36)</sup>において、連合国は日本国政府に対して、「民主主義的傾向の復活、強化が行えるように、国民を束縛している言論、宗教及び思想の自由に係る基本的人権を尊重できる体制」の確立が必須であるとして求めている。この「民主主義的傾向の復活」とは、どのような意味を有しているのか。

実際にポツダム宣言を起草したのは米国であった。時の政権内における親日派のグルー國務次官などを中心とする親日・知日派グループは、明治憲法下において、民主主義の国家体制が十分とはいえないまでも存在していた事実、そして民主主義の確立・維持に努めていた政治家が、昭和天皇の下で相応の役割を果たしていたことを認め、天皇そして皇室制度の維持に動いていた。とくにこの状態を示す時期として注目されたのが、憲政の常道として政党内閣が開いていた時期である。憲政の常道とは、明治憲法の定める天皇大権による内閣首班の任命は、民意が反映されている衆議院の第一党の党首に行うべきであり、失政等で政権交代の事態に陥ったような場合は衆議院を解散し総選挙を以て政権交代を図っていくとの考え方に基づく、政党政治の慣例<sup>37)</sup>のことである<sup>38)</sup>。

吉野作造の民本主義<sup>39)</sup>の政治思想と美濃部達吉の天皇機関説<sup>40)</sup>の学説に支えられた大正

36) ポツダム宣言第10条。「吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」

37) これらの政治運用については、慣例で法的拘束力はないとする説と、慣例が恒常化して認められた「憲法習律」であるという説がある。

38) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 26頁参照

39) 民本主義とは、主権の所在は問わないが、臣民（人民）多数のための福祉や意向を重んじて行なう政治のこと。「democracy」の訳語ではあるが、明治憲法下での立憲君主制であったことから、民主主義ではなく民本主義としている。大正デモクラシー期の政治思想に大きな影響を与えた。

40) 天皇機関説とは、ドイツ発祥の国家法人説を基底とした、美濃部達吉博士らの憲法学説。国家をひとつの法人だと法的に捉えることで、君主及び議会並びに裁判所は、国家という法人の機関ということになる。明治憲法下では、日本国が法律上はひとつの法人であって、天皇は法人たる国家の機関であるとされ、その上で、統治権は法人たる国家に属して、天皇はその最高機関として、内閣などの機関

のデモクラシー期、そして憲政の常道としての政党内閣期は、民主主義的傾向としていわゆるデモクラシーの開花した時期であった。政党内閣の時期は、大正7年（1918）9月に誕生した原敬内閣から数える場合もあるが、その始期を、いわゆる護憲三派による第一次加藤高明内閣からとするのが通説的である。その後は、若槻礼次郎、田中義一、浜口雄幸らが首相を務める内閣を経て、昭和7年（1932）5月に軍部の反乱<sup>41)</sup>で犬養毅内閣が倒れるまで続くことになる<sup>42)</sup>。この間は、元老または内大臣が内閣総理大臣に相応しいと天皇に上奏し、明治憲法の天皇大権により天皇がその通りに任命していた。

もっとも、この時期は確かに政党政治が開きイギリス型の議院内閣制に近い政党内閣が成立し、民意を反映する形で、普通選挙制度の導入、労働者保護や社会的慈善事業の推進、自由的な言論や文化の普及、米国型消費社会の普及、そして結果的には不成立となったものの女性の政治参加や労働組合の設立を目指す法案も衆議院に上程された。その後の政党内閣は政争に明け暮れることとなり、昭和恐慌などへの経済対策もお座りとなって、国民の政治不信は強まり、その隙を突くかのように軍部が力をつけることとなり、官僚内閣や軍人内閣にとって代わられてしまう。

これ故に、満州事変、二・二六事件以降<sup>43)</sup>、軍部の力が急速に拡大して、大東亜戦争が終結するまでの一時期を除き<sup>44)</sup>、明治憲法下で民主主義的政治が行われており、神勅国家でもなく軍国主義一辺倒でもなく、ナチスドイツのような独裁国家でもなかったのである。

#### 4-2 立憲君主としての現実

(1) 明治憲法はその成立時において、世界からは随一の近代的憲法として称賛されていた。その明治憲法も、戦後は、天皇主権の憲法、神権的な憲法など外見的な立憲主義体制を整えただけの憲法であったと、日本国憲法と比較されながら論じられることが多い。そ

---

から輔弼を受けて統治権を行使するということになる。

41) 五・一五事件。昭和7年（1932）5月15日に、武装した海軍青年将校が首相官邸や警視庁、立憲政友会本部などを襲った反乱事件。犬養毅首相が殺害された。

42) もっとも筆者は、政党内閣は、その後の齋藤実内閣、岡田啓介内閣までもを、政党内閣に準ずる内閣として、二・二六事件を機に岡田内閣が総辞職した時期までと考えている。拙著論文「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第42巻 2021年195頁参照

43) 満州事変は昭和6年（1931）、二・二六事件は昭和11年（1936）に起こっている。

44) 大石義雄博士は、「昭和6年の満州事変をさかいとして、憲法とは無関係に政治が行われる傾向になってきた。即ち、憲法の定めたデモクラシー政治は、実際に行われなくなってきたのである。政治は次第にファッショ、ナチスの専制政治の様相を呈してきた。この憲法の政治傾向に歯車をかけたのは、いうまでもなく、イタリアのファシズム、ナチスドイツの専制思想である。我が国の学者、評論の多くの者は、先を争ってこの専制思想の移入に努力し、この専制思想を以て、我が国の従来の立憲主義的憲法理論の変革」を試み、広められていった。そして多くの国民が、「我が国議会制の運命に希望を失い、議会制は亡びるべき社会的必然の運命にあると断じ、大政翼賛会が設けられるや、世は新体制の一色に塗りつぶされ、我が国政治の実際は、いよいよ専制の一途を辿り、憲法はあれど無きがごとく、議会は無力化し、我が国の憲法政治は破壊せられるに至ったのである。」と述べている。大石義雄『日本国憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年 102～103頁引用

れどころか、義務教育以降の日本の教育は一律的にこの様に教えている。そして、明治憲法は、戦争を引き起こした憲法のようにも語られることもある。

果たしてそうなのであろうか。前述した明治憲法のイメージは、GHQの世論誘導戦略の一環で作られたものではないかと考えている。戦時国際法が禁じている占領地での法体制への介入禁止をカモフラージュしながら、いかに素晴らしい憲法が出来上がったかという宣伝を、間接統治下の日本国政府（文部省）を通じて、教育の中に込み込ませるべく策動を図ったその効果ではなかろうか。その証拠として、当時の極端な物資不足にもかかわらず、米国本土から運び込まれた上質の紙を使って作成した啓発冊子「新しい憲法」を100万部以上も用意させて、教育現場を中心に配布したことが当にこの事態を裏付けるものであろう。

(2) そもそも明治憲法には、天皇に主権があるなどとは書かれておらず、第4条の統治権総覧条項が天皇主権を意味するものとされていた。主権とは、国政の在り方を最終的に決定する力を表し、欧米社会に根付いていた社会契約説としての考え方に影響を受けた、君主と国民との政治対立的な風土から生まれてきた欧米思想に由来する言葉である。我が国の場合には、このような政治闘争としての対立はなく、「主権在民思想なども、日本の歴史とは無縁のもの」であって、「天皇と国民は不可分の一体をなす、皇統無私原則」<sup>45)</sup>が貫かれている<sup>46)</sup>。

このように日本の天皇は、先述したような、国民とは穏やかな関係にあり、承久の変以降は、時の権力者とも一線を画する「権威」としての存在であったが、明治政権が、再び天皇に国家統治と統合象徴の機能の両立に注目することになる。そして天皇を敬う、温順信頼の関係にある国民思想の上に両機能を並立させ備えさせて、これを西洋立憲主義に照らした政体と融合させることで、「國体」と呼ぶことにしたのではないかと考えている。これを補完し、明確にしていくためにも明治憲法を制定した訳であるが、これらの点を意識した配慮が随所に施されていた。この点について、小森義峯博士<sup>47)</sup>は『『國体』とは、その国をその国たらしめている、その国の根本的性質、すなわち『国柄』を意味するとし、明治憲法は、日本の伝統的な『國体』の基礎の上に、西洋近代的な立憲政体を取り入れたものである』<sup>48)</sup>との見解を述べておられる。

(3) この様なことに照らして考えると、憲政の常道は、戦前日本の民主主義的傾向の存在がポツダム宣言でも顕示されていたが、これは日本大学教授の池田実先生が意見されている議院内閣制の流儀<sup>49)</sup>が実現していたということでもある。この点については、明治憲

45) 大石義雄『日本国憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年 36頁、96頁及び114頁参照

46) 日本の皇室は、常に国民統合の中心となっているのであって、運命共同体としての日本民族の精神的基盤であり、天皇制の本質であるとされている。

47) 小森義峯（1923～）。京都大学の石義雄博士の門下生であり憲法学者。京都産業大学法学部教授、国士舘大学政経学部教授などを歴任。

48) 小森義峯『現代日本国憲法の包含する諸問題』國民會館叢書 2000年 92頁以下参照

49) 池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年 11頁引用

法に明文規定はなかったものの、憲法習律<sup>50)</sup>として実現していたのである。したがって明治憲法は、一見にして天皇の巨大な権限が目には付くものの、実際には英国型君主制の実践であって、それを慣行として成立させていたのである。憲法の条規上は、天皇が統治権を有しているとされていたが、名目的なものであって実際には、立法は帝国議会が、行政は内閣が、司法は裁判所が天皇の名を形式的に使って行使しており、三権分立が明確になっていた。とりわけ、帝国議会には事実上の立法権と予算権が民意の基礎として天皇から輔弼の名において委任されており、これは実質としての強力な権限であり、明治憲法の政治形式が議会政治を建前とする所以でもある<sup>51)</sup>。これらは詰まるところ、明文として規定された統治権が天皇に完全無比に帰属していなかった証左ではなからうか。そしてこれらは、天皇が帝国議会の審議を経た法律案を必ずそのまま裁可する、首相の任命についても答申に基づきそのまま裁可するなどの慣行にも繋がるものであった。

(4) 次に天皇の政治的立ち位置に係る明治憲法の条文解釈についての見解を述べる。明治憲法第1条の「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」は、幕府政治が再び起こるような余地を防ぎ、連綿とした我が国の國體を明文化したもので、確認的な条項である。第3条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」については神権的憲法を表すものとも誤解しそうなものであるが、実際は、政治的責任を負わない立場たる天皇の君主無答責を規定したものと運用されていた。君主無答責とは、欧州の立憲君主国で普及した政治思想で、「国王の権力は形式的なもので、政策を実行するのは、政府であって大臣である。よって国王には責任は及ばない」というものである。明治憲法がプロシア憲法などを範として制定され、その影響を受けたものである。また、第4条の統治権の総覧についても、絶対的権力者として天皇が実際に統治権の行使として「統治する」ものではなく、あくまでも「統治権を総攬する」のであって、「統合して一手に掌握すること」を意味するものであり、議会を通じた国民の意思を「自らの声」<sup>52)</sup>として国政に反映させる機能として、議院内閣制に道を開く役割を担っていたのであった。即ち、統治するのではなく、統治権を総攬するものであって、「統治する行為を具体的な次元で決定し担うのは天皇の輔弼者であり、元首たる天皇はこれを裁可するという形式的な行為」<sup>53)</sup>に過ぎないのである。したがって、明治憲法はその統治方法を天皇の独断でこれを行うものではなく、民意を基礎として行うことが強く意識されており、その具体的なものが帝国議会や枢密院<sup>54)</sup>であり、憲

50) 倉山満『真実の日米開戦』宝島社 2017年 67頁参照。憲法習律というのは、英国で生成された考え方で、「法体系に組み込まれた慣例」のことである。明治憲法が、憲政の常道を条文化しなかったのも、議院内閣制のメッカである英国では完全定着して、これらの運用を慣例として行っており、これらのことから強く影響を受けている。

51) 大石義雄『日本国憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年 114頁参照

52) 大石義雄『日本国憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年 36頁参照。大石義雄博士は、統治権の総攬について、国民の声を自らの声とすることとし、これは先祖の神に常に祈りを捧げる天皇は、日本の伝統や歴史を考慮しながら、国民の地なる声に耳を傾けることであるとしている。

53) 白井聡『国体論』集英社 2018年 103~104頁引用

54) 枢密院。明治憲法第56条の規定を受けて明治21年(1888)に設置、昭和22年(1947)に日本国憲法

法に規定されていない内大臣府<sup>55)</sup>や軍事参議院<sup>56)</sup>などの数々の天皇の諮問的な機関も同趣旨であろう。このように明治憲法は、天皇を政治の圏外に置こうと意図しており、天皇を権威と名目的権力の保持に留まる措置を講ずるものであったのではないかと思料するものである。

(5) 明治憲法下では、民主主義が完全に定着するには至らず、しかも軍部の独走を防ぐことが出来なかった構造上の欠陥があった。明治維新の元勳が存命していた時代には、元勳たちの「明治政府は我々が作り上げた」との強い意志もあり時には超法規的な対応も柔軟に取られて国家の危機を回避し、差し迫った事態を鎮静化させていった。しかし、これらの元勳が政治の舞台から去った後は、当然のことながら、明治憲法の条規だけで運用していくことになり、徐々に硬直的な政治体制となっていった。

明治憲法体制下の内閣は脆弱であった。首相の力は現在のような閣僚罷免権などでリーダーシップが発揮できる仕組みではなく、単に「同輩者中の第一人者」でしかなく、いわば閣議の取りまとめ役的な程度の弱い権限であった。明治憲法第55条は、国务「各」大臣がそれぞれ天皇を輔弼するとしており、首相だけが内閣を代表して天皇に助言するのではなく、閣僚が各自で天皇を輔弼することになっており、首相は横並びの大臣の最高位とされていた。したがって、重要案件をめぐって大多数の閣僚が首相を支持しても、たった一人の閣僚が反対するだけで閣議決定はできずに決められない、決定が遅れてしまう、或いは決定自体に妥協が図られ抽象的な玉虫色の決定がなされるような制度であった。閣議も全会一致とされており、其々の者に拒否権がある分権的なものであった。閣僚は、意に沿わない案件ならば反対し続けていれば閣内不統一となり、内閣総辞職ということも可能で、当に「少数意見による多数支配」とでもいえるものであった。

殊更にこの脆弱性が如何とも発揮したのが、広田弘毅内閣が<sup>57)</sup>軍部の要求に屈して、政党内閣下で廃止されていた陸海軍大臣現役武官制を復活させて以降の内閣においてである。これ以降、軍部とりわけ陸軍が、陸軍大臣を内閣から引き上げ閣内不一致で倒閣、或いは新内閣に陸軍大臣を送り込まないなどにより組閣させないなどして<sup>58)</sup>、軍部は力を得

施行に伴い廃止。構成員は枢密顧問官で、天皇の諮問機関。憲法問題も扱ったため憲法の番人とも呼ばれた。枢密院の権限として諮詢される事項は、皇室典範、憲法条項等の疑義、緊急勅令、国際条約の締結、戒厳の宣告、栄典に関する勅令など。

55) 内大臣府。明治18年(1885)に設置、終戦直後に廃止。太政大臣の三条実美の引退後の名誉職的な意味で設置。宮中において天皇の秘書的な常侍輔弼と宮廷事務などを管掌。元老の高年齢化と共に、重臣会議を主宰し後継首班奏薦の中心的な存在となるなど、次第に重職となっていった。

56) 軍事参議院。明治36年(1903)に設置、終戦直後に廃止。軍事に関する天皇の諮問機関。元帥、陸海軍大臣、参謀総長、海軍軍令部長や親補された陸海軍将官による軍事参議院で構成。天皇の諮詢があれば意見を上奏するものとされていた。

57) 広田弘毅(1878~1948)。外交官、政治家。齋藤内閣、岡田内閣の外相を経て首相。その後の第一次近衛内閣でも外相。貴族院議員なども歴任。戦後はA級戦犯となり刑死。二・二六事件後に陸軍将官の大量退役や人事異動などの大規模な粛軍を行ったが、逆に人材不足や特定陸軍閥の圧力を大きく受けることとなり、「陸海軍大臣現役武官制」の復活や、軍備拡張に歯止めが利かなくなった。

58) 阿部信行予備役陸軍大将が首相を務める阿部内閣(昭和14年8月30日から昭和15年1月16日)、米

て、政府は統御力を失うも統治権の総攬者たる天皇は立憲君主の立場を堅持しており、結果的に外交交渉も国としてバラバラに動くこととなってしまう、戦争への道に邁進してしまっただのである<sup>59)</sup>。

(6) このように、軍部は陸海軍大臣現役武官制と統帥権の独立を自らに有利に解釈して悪用し、政府は、首相がリーダーシップを発揮できずに閣議決定がぶれること極まり、政治の基軸がなくなっていく。そして、「全体的合理性を体現して政府・軍部を統合する制度的権限の欠如ゆえに、特殊的には、省庁の中でも格別な制度域権限を獲得した軍部の肥大・暴走によって、大日本帝国は破滅した。部分であるべき軍部が、全体たるべき政府を支配したのは、この不合理な制度のひとつの論理的帰結」<sup>60)</sup>として、明治以来の功績の数々は終戦とともにすべて失い元に戻ってしまう事態に行き着くのであった。もっとも、これらの欠陥とも思える制度を運用の工夫で巧みに維持し続けてこれたことに関心を持つ次第でもある。

このようなことに照らして考えてみると、天皇は立憲君主として明治憲法のいわゆる天皇大権を実質的には単独行使し得ず、封印された「権威」に比重を置いた存在であったものと推察する。

#### 4-3 小括

戦後教育においては、明治憲法は、外見的には立憲的であるが、内実は神権的な憲法であったとされてきた。しかしながら、今迄検証してきたように、天皇の権威を重んじながら立憲主義体制の実現を意図する、構造的には今の日本国憲法の象徴天皇と同様な考えを反映するべく制度としての運用にかなり力を割いて、立憲的な民主主義国家の実現が目指されていた。この視点で思料すれば、明治憲法下の天皇は、象徴的元首であって、いわば「象徴的天皇」であったと評価することができる。

もっとも、時々の政治が国家危機の際に、「天皇大権の中に憲法が成立」しているなどと天皇主権を勝手に解釈し、その挙句、昭和6年（1931）の満州事変以降に軍部が力を付けてくると、明治憲法の欠陥が目立ち過ぎることとなり、とりわけ帝国議会の脆弱化も手痛く影響して、立憲主義的解釈は主流から逸れて、或いは排除されて、軸の揺れる、決められない国家となっていったのである。

### 5. 國體護持の政治動向

ここでは、大東亜戦争の終結前後の政治状況を振り返ることで、國體と政体の視点から

---

内光政予備役海軍大將が首相を務める米内内閣（昭和15年1月16日から昭和15年7月22日）が閣内不一致総辞職に追い込まれている。また宇垣一成（1868～1956）が昭和12年に広田弘毅内閣後に組閣の大命が降下したものの、陸軍の横やりで陸軍大臣が決まらず、結局は組閣を断念した。

59) 中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年 29頁参照

60) 五百旗頭真『占領期―首相たちの新日本』読売新聞社 1997年 70頁引用

國体護持の在り方を検証することにする。

### 5-1 ポツダム宣言と鈴木内閣

(1) 大東亜戦争は、緒戦こそ優勢であったが、資源が皆無の我が国は、昭和18年（1943）2月のガダルカナル島撤退の頃から劣勢となっていく。米国の産業技術とその工業力による圧倒的な軍事力に押され、防戦と敗戦の一途を辿り、遂には米国指導の連合国軍による事実上の降伏勧告に当たるポツダム宣言を受諾することになる。

この間、中国大陸での泥沼状態の戦い、太平洋の島々での相次ぐ敗退、そして米空軍による本土空襲による国内各都市の焦土化など、日本の国力は逼迫していく。このような、退っ引きならぬ状況の下においては、政府首脳も本音では、戦争継続なぞ最早不可能であることを悟っていた。しかしながら、軍部とくに陸軍は未だ十分な戦力<sup>61)</sup>があると主張して徹底抗戦を唱えており、降伏どころか和平を持ち出すことさえ大反発を招く恐れがあり、軍事クーデターも危惧される状況であった。

もっとも、これ以上の戦争継続は国を滅ぼす道に他無しとされる昭和天皇は、岡田啓介元首相（退役海軍大将）や木戸幸一内大臣らの意見を聴きながら、侍従長を経験し気心の知れた齢78歳の鈴木貫太郎（退役海軍大将）に、戦争終結への算段を図ることへの期待を込めて首班の天命を下した。鈴木首相は、天皇の意を呈しながらも、本土決戦を叫んで軍事クーデターを起こしかねない陸軍の動向を注視しながら慎重にことを進めていくことになる。

このような中で、国家指導の事実上の決定機関である最高戦争指導会議<sup>62)</sup>においては、議論を重ねるだけで意思統一はできずに、決められない国家となっていた。8月6日に広島に原子爆弾が投下され、同月8日には日ソ中立条約を反故にしたソ連軍が不意打ち的に満州国、朝鮮北部、そして当時内地とされていた南樺太までも違法な侵攻を開始し、9日には長崎にも原子爆弾が落とされ、終末期的状況となっていた。しかも、陸軍の徹底抗戦の意向は強まるばかりで、政府ではそれを抑えることが難しく、愚図々々していると第三の原子爆弾投下も危惧され、文字通り国家滅亡の危機に瀕していた。

そこで、鈴木首相は秘かにある決断をした。昭和20年（1945）8月9日の御前会議において、立憲君主の立場を尊重、堅持されている昭和天皇に対して終戦のご聖断（天皇大権の行使）を願ったのである。昭和天皇は、固より戦争の早期終結を望んでおられたことから、政府は憲政史上異例中の異例の措置ではあったが、鈴木首相が願い出る形をとって

61) 確かに本土防衛の兵力は人数的には56個師団、38個旅団が動員中であったが、訓練未教育の老兵も多く、小銃さえも充足率もおぼつかないなど戦備はお粗末で、海軍の艦艇についても、南方からの資源輸送が絶たれて、重油不足で動けなかった。もっとも、中国大陸の万里の長城以南に展開していた支那派遣軍は、ほぼ無傷で100万人の精鋭部隊が、移動の術を失う形で温存されていた。

62) 小磯國昭内閣が陸軍と海軍に協力を呼び掛けて、昭和19年（1944）8月に設置。従来の大本營政府連絡会議の機能を、更なる国務（政府）と統帥（軍部）との意思統一の強化を図るべく名称変更して設置した会議体。戦争指導の基本方針策定、政府と軍部の一元的な戦争指導を役割とする。



戦争終結のご聖断を仰いだのである。これには強硬派の陸軍も、大権としての天皇の命令には絶対服従とばかりに従うしかなく、急転直下で徹底抗戦の鉾は収められほぼ鎮静化した。もっとも、明治憲法下の憲法習律に従ってもご聖断は異例の措置であることから、「終戦の詔書」を閣議に諮って、内閣総理大臣以下の閣僚が副署する法的な手続きを踏んで成立させている<sup>63)</sup>。

(2) 政府は、ポツダム宣言を利害関係国<sup>64)</sup>に依頼して、「天皇の国家統治の大権を変更するという要求を含んでいないことを条件」として、その受諾を通知している。即ちこの時点で考え得る最小範囲の「國體護持」を条件に、ポツダム宣言を受諾する旨を通知したのである。これへの回答については、米国内閣でも意見が分かれた。元駐日大使のグルー<sup>65)</sup>やスティムソン<sup>66)</sup>陸軍長官らは、戦後の安定した占領政策も考慮して、天皇の制度をそのまま活用すべきとの天皇存置論を主張して、天皇制<sup>67)</sup>を認める意図<sup>68)</sup>を明確に回答すべきとしていた。これには天皇制廃止の米国世論の支持の下で強く反発するバーンズ<sup>69)</sup>國務長官らとの間で激しい議論となっていた。結局は、フォレスト海軍長官による妥協案が提示され、天皇について肯定的な返事をするものの、米国政府の立場については誤解を与えない旨の回答を行うとの閣議決定が下された。そして、国民の天皇への畏敬と信頼感を意識した、折衷的な「日本の政体は日本国民が自由に表明する意思のもとに決定される」となって、いわゆるバーンズ回答と呼ばれている通知がなされたのである。実

63) 終戦の詔書は法的には、内閣総理大臣以下の閣僚の副署がなければ成立しないとされる立憲君主制に基づく法的慣行が成立していたことから、仮に当時徹底抗戦を主張していた陸軍大臣が閣僚を辞任していれば閣内不統一で内閣は総辞職となり、ご聖断は天皇自らの個人的な発言に留まるといえる事態も予測できることであった。

64) 戦時国際法で認められている交戦国以外の中立宣言国のこと。紛争当事国の意思表示等の代行を行う。ポツダム宣言の受諾通知は、スイス政府を通じて米国に、スウェーデン政府を通じて英国・中華民国に行われた。同盟通信社も主要交戦国に対してモールス信号で受諾の旨を発信した。

65) ジョセフ・グルー (1880～1965)。米国の外交官。大東亜戦争の開戦時の駐日米国大使。大使として在日10年。日米親善野球など日米友好に尽力し、昭和天皇からの信任も厚い親日外交官であった。開戦直前まで戦争回避に努力した。戦時中の日米抑留者交換船で1942年6月に帰国。帰国後は國務次官の要職に就き、終戦交渉や占領行政で日本擁護に尽力した。終戦後も私人として日米両国の親善に尽す。吉田茂元首相は、「真の日本の友」と高く評価している。

66) ヘンリー・スティムソン (1867～1950) 米国の政治家、共和党员。フィリピン総督、陸軍長官を経て、フーバー大統領の下で國務長官を務め、ルーズベルト大統領、トルーマン大統領の下で再び陸軍長官を務めた。昭和5年(1930)のロンドン海軍軍縮会議では米国代表団の団長。マクドナルド英首相や日本全権若槻禮次郎元首相らと粘り強い交渉を行いながらも条約締結に漕ぎつけた。若槻元首相の心意気に打たれたとの面もあるが、この交渉を経ることで日本への想いが高まり友誼も深まり知日家とされるようになった。

67) 天皇制との名称はそもそも昭和初期のマルクス主義者が使う反政府用語であったが、大東亜戦争の終結後はGHQなどが使うようになり、社会科学用語として定着した。宮内庁は今も皇室制度の呼称を維持している。筆者も「天皇制度」、「天皇の制度」、「皇室制度」の何れかの使用を推奨していきたいが、本稿では「天皇制」を統一使用することにする。

68) 1944年12月の米国議会上院での聴聞会で、グルーは、ポツダム宣言に天皇制存置条項を入れることを主張した。その際に、比喩として、天皇の日本社会における位置は「女王蜂」として例えて、「もし、群れから女王蜂を取り除けば、巣全体が崩壊するであろう」、天皇は戦後日本の「唯一の安定要因」であると答えている。廣部泉『グルー—真の日本の友』ミネルヴァ書房 2011年 244～245頁参照

際としても、トルーマンの日記やスティムソン陸軍長官の後年の証言により、「天皇の権力は最高司令官に従属するものであると規定することによって、間接的に天皇の地位を認める」<sup>69)</sup>との考えであったとされている。

(3) もっとも日本政府は、これらの事情を中立国の海外公館などの情報<sup>70)</sup>からある程度知ることとなり、天皇制の廃止までを意図されたものではなく、むしろ擁護されると見立てて、併せて、東郷茂徳外務大臣が、これらの先方の意図は、ポツダム宣言第12条(政体の日本国民の自由な意思による決定)に含意されていると積極的に解釈<sup>71)</sup>していくことで、阿南陸軍大臣ら複数の閣僚らによる再照会の要望を抑えて受諾するとの閣議決定へと持ち込んだ。

ここに國体の実相がある。皮肉にも、ポツダム宣言の受諾に際して、最高戦争指導会議や内閣は、いわば実務を通じて「國体護持」の概念を客観化することを迫られた。連合国軍に國体の生殺与奪の権を握られてしまい、天孫降臨、万世一系、万邦無比、天壤無窮などという、戦時下に一時的に急造された精神論や思想論に対する意義を唱えている余裕などもなくなり、消滅していく。國体護持についても、天皇制の存置と、昭和天皇に累が及ばないことだけを考えるようになる。そして先述のポツダム宣言の受諾<sup>72)</sup>に至るのである。この頃には、流石の陸軍自体も、國体を「國体護持とは天皇の地位を不動に保つこと」との意味であると解していた様である<sup>73)</sup>。

このようにポツダム宣言を通じて、政治の激流に流されながら、日本政府の思料する國体護持とは、國体と政体とを合わせたものではなく、対象が國体に限ったものとなってきたとの感否めない。そしてその國体には万世一系の天皇と皇室制度、そして昭和天皇ご自身を護り抜こうとの思いが込められているのである。終戦時の玉音放送においても、「朕ハ茲ニ國体ヲ護持シ得テ」と國体護持をなし得ているとの解釈を表明しているが、これらは「累代の天皇制と皇室制度」を護ったという意味の國体であると考えたい。そしてこれを「終戦期の國体」と呼ぶことにする。

なお、ポツダム宣言は、無条件降伏を日本軍部に限定して行われたもので、保障占領の方針を示して、戦争終結の条件として提示されたものであると解釈する向きもあることか

69) トルーマン日記1945年8月10日付の記述。

70) 強硬派に押された陸軍は、國体護持の再照会を主張していた。8月13日に苦慮する外務省宛に8月13日に駐スウェーデン公使岡本季正から、「バーズ回答は日本側の申し入れを受け入れたもの」との報告があり、鈴木首相と東郷外相は、陸軍の阿南陸相の説得に成功し、ポツダム宣言受諾が閣議決定された。

71) 日本の政体は「日本国民が自由に表明する意思のもとに決定される」というもの。スティムソン陸軍長官によると、この回答の意図は、「天皇の権力は最高司令官に従属するものであると規定することによって、間接的に天皇の地位を認めたもの」としている。山下祐志「アジア・太平洋戦争と戦後教育改革(12):ポツダム宣言の受諾」『宇部工業高等専門学校研究報告』第44巻 1998年 6頁引用

72) ポツダム宣言を「天皇ノ国家統治ノ大権ヲ変更スルノ要求ヲ包含シ居ラサルコトノ了解ノ下ニ受諾ス」ということになる。

73) 最後の陸軍軍務局長吉積正雄陸軍中將の陳述。田中良則『終戦の条件—國体護持と無条件降伏とポツダム宣言』弘報印刷 2019年 158頁参照

ら<sup>74)</sup>、筆者も、その原則は一部修正が加えられた条件付降伏論の立場に立ったものと考えている。そして我が国は降伏後も、ドイツとは違って、「占領下においても日本の主権を認める」<sup>75)</sup>とされたのである。

## 5-2 GHQ と東久邇宮内閣

(1) 大東亜戦争の終結は、昭和天皇の平和を希求される強い意思と鈴木貫太郎首相の絶妙な政治手法により実現した。しかしその後も、ポツダム宣言の忠実なる履行と、陸軍残党の暴走を抑えつつ政府秩序を再構築し、終戦処理を推進して、国家再興の礎を築いていくべき、困難な仕事待ち構えていた。これらを進めていくには、国民を統合する強力な権威と実行力が必要であり、皇族が先頭に立って政治を行うしかないと思われた。そこで、数多くの皇族方の中でも、陸軍大将であり抜群の行動力があると評されていて、過去にも首相待望論のあった、東久邇宮稔彦王<sup>76)</sup>に白羽の矢が立ち、明治憲法の下で、昭和天皇による首班の大命が降下された。

東久邇宮内閣の仕事は、先ずは、軍隊の武装解除と連合軍の無血進駐であった。連合軍からは、国内進駐時に発砲事件が起これば、「武力進駐に切り替える」と伝えられていた。その為にも、東久邇宮内閣は、大東亜各地や占領地に皇族を天皇の名代として派遣して、穏便に武力解除を進めて、9月2日には東京湾沖の戦艦ミズーリ号上で政府及び日本軍の代表団が降伏文書に調印し<sup>77)</sup>、法的な降伏手続きが執り行われた。

東久邇宮首相<sup>78)</sup>は、鈴木内閣で定めた國体護持の方針を引き継ぎ、就任後の記者会見で、「全国民総懺悔することが我が国再建の第一歩であり、国内団結の第一歩と信ずる」とし、ラジオ放送でも同趣旨の演説を行った。いわゆる「一億総懺悔」声明<sup>79)</sup>である。この声明を通じて、国内外における天皇に対する戦争責任の追及や国内の天皇制廃止勢力による混乱防止に努めようとした。東久邇宮内閣は、この一億総懺悔論と「國体護持」を、終戦処理と戦後復興の二大方針とした。この場合國体護持とは、万世一系の天皇と皇室制

74) 田中良則『終戦の条件—國体護持と無条件降伏とポツダム宣言』弘報印刷 2019年 161頁参照

75) これを補完する挿話。1945年9月3日にGHQは、日本の主権を認めるとのポツダム宣言を、本国からの指令欠如及び意思疎通の障害から、日本の主権を認めるとのポツダム宣言を反故にし、軍政の布告を下して、軍票の流通、英語の公用語化など、手違いを起こしそうになったが、日本政府の嚴重なる抗議により撤回されている。重光外相は、当時横浜にいたマッカーサー司令官に「占領軍による軍政は日本の主権を認めたポツダム宣言を逸脱する」、「日本は、政府自体が壊滅したドイツとは違い、確りした日本政府が存在している」と猛烈に抗議。連合軍は布告の即時取り下げを行った。よって、GHQの占領政策は当初の予定通り日本政府を通じた間接統治となった。

76) 東久邇宮稔彦王(1887~1990)久邇宮朝彦親王第九王子。陸軍大将。首相退任後に公職追放。昭和22年に臣籍降下。

77) 大日本帝国政府の代表は、政府全権に重光葵外相、大本営全権に陸軍大将の梅津美治郎参謀総長。

78) 正式には東久邇宮内閣総理大臣官殿下と尊称されていた。

79) 当時の日本国民6000万人と、未だ主権国家が成立していない朝鮮半島や中華民国の進駐がなされていない台湾の住民ら4000万人も含めて「日本国民として大東亜戦争を戦った者が総懺悔」とすることで、世界に対して戦争中の過ちを反省し、懺悔するという意味であった。

度を狭義の國体として<sup>80)</sup>、明治憲法で定める天皇大権などの統治権を示すものではないと考えられている。

(2) 一億総懺悔論について述べる。これは先の大戦が、国家存亡の為のやむを得ない開戦とはいえ、戦争遂行については難があったために終戦<sup>81)</sup>へと至らしめることになったが、国民の道義も廃たれたことでもあり、軍官民、全国民に敗戦に対する責任と反省（総懺悔）が必要だとするものである。これには昭和天皇の開戦決定に対する批判を回避するもので、開戦責任を曖昧にする意図があったのではないかとの意見もあるが、そもそも明治憲法下の立憲君主としては、開戦の決断を下せるような法の仕組みになっていないのであるから、天皇の機能を失念してしまった不敬な考え方も知れない。もっとも、当の東久邇首相官は、日本人記者団に語ったことから推察すると、「全国民で総懺悔することで、祖先伝来の血流としての感情として、信仰にも似かよった國体の護持への精神を以て、終戦の詔書を奉戴して、今までの硬直した思いを反省し、改めれば日本の再建、そして国内団結を進めることができる<sup>82)</sup>と素直に考えていたようであるし、國体は万世一系の天皇であることを示唆しての発言でもあろう<sup>83)</sup>。新聞もこれに同調的な報道をしている。

しかしながら、これにはGHQが喰いついた。戦争犯罪人裁判に影響を及ぼし、ポツダム宣言の民主主義国家への再生施策にも影響大であることから、強い拒絶反応を起こして一億総懺悔論の抑え込みの動きを強めることになった。報道制限の実施、戦争遂行賛辞の書籍の廃本、学校教育における戦時教材の削除<sup>84)</sup>など次々と手が打たれて、東久邇首相官の思いも至らぬような予想以上の拒否反応が表れた。しかもその勢いで、GHQは10月4日には、「政治的、公民的及び宗教的自由に対する制限の除去に関する覚書」と「政治警察（特高警察）廃止に関する覚書」を政府に手交した。いわゆる「自由の指令」（人権指令）である。また、天皇に関しての言論を抑制する法令の廃止なども強制的に実行に移された。当に、藪をつついて大蛇を出す状態となってしまった。

(3) 東久邇宮内閣の国务大臣（副総理格）の近衛公爵は、GHQが横浜から東京日比谷に移駐して来て直ぐに、連合軍総司令官のダグラス・マッカーサー元帥（以下、「マッ

80) 大石義雄博士はその著書で「國体という言葉は、非常に広い言葉にも用いられ、また極限された意味でももちいられている」と述べている。大石義雄『日本国憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年 106頁引用。

81) 東久邇首相官は、敗戦の現実を確りと認識すべく「敗戦」との言葉を使用しようとしたが、閣僚らの「国民の混乱を防ぎ、時局收拾を円滑にすべきである」との反対意見が続出し、「終戦」との呼称とした。故に、その後の呼称も曖昧となり、現在に至っても、終戦なのか、敗戦なのか、確定した使われ方は行われていない。なお、法的な直接的な規定はないが、引揚者給付金等支給法（昭和32年制定）や、引揚者等特別交付金支給法（昭和42年制定）では、8月15日を「終戦の基準」「終戦日」として、終戦の文言を使用する。

82) 昭和20年8月28日付日本人記者団会見記録から考察。

83) 近衛文麿（1891～1945）五撰家筆頭の家柄の近衛家当主、公爵。貴族院議長を経て3回に亘って首相を務める。終戦時は枢密院議長、大政翼賛会総裁も歴任。戦後も東久邇宮内閣で副総理格の国务大臣として明治憲法改正にも携わるが、戦犯指定を受け悲観して自死。

84) 黒塗り教科書と呼ばれている。

カーサー司令官」という。)と面談した。その際にマッカーサー司令官から、「公は若くて、国際社会への見識もある。是非、新しい日本国に向けての再建に携わって欲しいし、そしてその最たるものとして憲法改正に努力して欲しい」<sup>85)</sup>との趣旨の発言を受けて、憲法改正の意向があり、しかも自己に任されたと忖度するに至り明治憲法の改正に着手した。しかしながら、その作業には政治的な紆余曲折が絡み、この間に、東久邇宮内閣には、先述の自由の指令などの通知がなされ、更に、GHQからいわゆる五大民主改革の指令も発せられた。また、治安維持法や宗教団体法などの廃止、政治犯・思想犯の即日釈放、特別高等警察（特高警察）の解体の実行を強く求められた。その際に、「共産黨員や違反者の引き続きの処罰」を明言した山崎巖内務大臣や内務省幹部の罷免なども要求され、閣僚らが次々と公職追放の波に晒されていった。このようなことから、東久邇宮内閣は、国内での共産主義活動が再活発化し革命が起こることを危惧し、また指令の実行も躊躇し手詰まりとなり総辞職することになった。僅か54日間と短命な憲政史上最短の内閣であった。

もっとも、連合軍の進駐を整然と迎え入れるという最低限の使命を全うし、意外にも上手くGHQと渡り合ったのである。そして、防衛大学校名誉教授の五百旗頭真先生<sup>86)</sup>は、東久邇首相自身については、「民主化への改革のプログラムとして、『議会制度の大改革を行うにはまず選挙年齢を低下し、婦人に選挙権を与え……選挙法を簡素化して、選挙をやりやすくする。貴族院は廃止して、上院或いは参議院とし、その選挙法は外国の例を参考として決定する。行政機構の改革については、各省の統廃合、部局の改廃等、……能率化を重視する。……厚生省のほかに労働省を新設し』（『東久邇日記』）と考えており、この内容は、今日でもなお古さを感じさせない。」と言わしめている<sup>87)</sup>。

### 5-3 憲法制定議会と幣原内閣

(1) 東久邇宮内閣の後には、幣原喜重郎<sup>88)</sup>元外相に大命が降下した。幣原は、戦前期にあって、ポツダム宣言のいうところの「民主主義的傾向」とされたその時期に活躍した元外交官である。ワシントン及びロンドンの二つの軍縮条約締結に深く関係し、政党内閣時には外務大臣としていわゆる幣原協調外交を展開した。親英米派の人物であるが故に、軍部に睨まれ15年以上政治から離れた閑寂とした生活を強いられていた。しかしこの様な経歴から、欧米のベテラン政治家や外交官との親交もあり、「此の際米国側に反感なき者、

85) 五百旗頭真『占領期』読売新聞社 1997年 110頁参照

86) 五百旗頭真（1943～）。法学博士、神戸大学名誉教授、防衛大学校名誉教授。

87) 五百旗頭真『占領期一首相たちの新日本』読売新聞社 1997年 61頁引用

88) 幣原喜重郎（1872～1951）外交官、政治家。ワシントン軍縮会議で全権委員を務め、加藤高明内閣で初めて外相に就任し、第1次と第2次の若槻内閣、濱口内閣でも外相を務める。親英米を中心とした自由主義体制における国際協調路線としての幣原協調外交を展開。ロンドン軍縮条約も反対派を抑え込んで締結。その後は軍部に睨まれ監視生活を受けるが、戦後はカムバックして首相を務める。日本国憲法の成立にも関わる。その後第1次吉田内閣の副総理を経て、衆議院議長も歴任。

戦争責任者たる疑いなき者、外交に通曉せる者との見地より」<sup>89)</sup>と、木戸幸一内大臣の日記に記されているように、戦犯指名も公職追放の心配も全くあり得ない、当に打ってつけの首相候補として白羽の矢が立つことになった。既に70歳を超えていて老齢を理由にした本人の固辞もあったが、昭和天皇の強い要請もあって内閣を率いることになった。

マッカーサー司令官は、幣原首相に直々に、「五大改革<sup>90)</sup>の実行と憲法の改正」を示唆し、改めて、日本政府がGHQの強い影響を受ける間接統治下の内閣であることを痛感することになる。そして命じられた五大改革については、それに先んじて社会立法に取り組んでおり、婦人参政権（女性参政権）を認める衆議院議員選挙法の改正、労働三権<sup>91)</sup>を認める労働組合法の制定、自作農創設を目的とした農地改革の着手などを断行する。これらのスピーディーな動きに流石のGHQも驚きを隠せなかった。これらは、1920年代に議論されてきたものや、同時期の帝国議会に上程されるなどしたが廃案となった社会立法を基礎に蓄積されていた社会政策的ノウハウの結果でもあり、当に「民主主義的傾向」が存在した証左でもある。もっとも、GHQの改革指令は、幣原内閣が基底としていた戦前民主化の政策思想、いわゆるオールドリベラル思想を超えるものとなり、農地改革や財閥解体が徹底的に行われ、日本の非軍事化の障壁となるような非民主的と思しき制度については、間接統治を進めるGHQの絶対的意思によって徹底され、改革、破壊へと進められていく。したがって、「占領下の改革は、『日本政府先取り型』があり、『GHQ指令型』があり、多くの『混合型』があった」<sup>92)</sup>ということになる。

(2) 一方の憲法改正については、GHQがハーグ陸戦条約の「占領地の法体系の変更強制禁止」<sup>93)</sup>に係る国際法への抵触を意識しており、日本政府による自発的・自主的な改正作業を意図し、期待していた。幣原首相は、「戦前の軍部の専横は明治憲法によってもたらされたものではなく、それが蹂躪された結果であり、明治憲法が再び正常に機能すれば、民主的な体制が日本でも十分に実現する」<sup>94)</sup>と考えていた。これらは、商法の大家でもあった松本烝治<sup>95)</sup>憲法改正担当大臣（以下、「松本担当相」という。）をはじめ他の閣僚や、美濃部達吉博士らの憲法学者にも共有の考え方であった。このように当時の政府は、ポツダム宣言の要求する民主主義に対して、「なにも明治憲法の天皇統治の原則を変更す

89) 久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年 298頁引用

90) 特高警察などの圧政的警察権の廃止、女性の政治参加、教育の自由化、労働者保護や労働組合の合法化による労働の民主化、経済体制の民主化。

91) 労働者の団結権、団体交渉権、争議権のこと。

92) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 255頁引用

93) ハーグ陸戦条約（1910年）では、「統治の根幹に係る制度を占領下で変更する」ことを禁じている。同条約では宣戦布告や戦闘員・非戦闘員の定義などを定めており、日本も米国も署名している。但し、この占領下とは、交戦中の占領下のことをいうので当てはまらないとする説もある。

94) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 256頁引用

95) 松本烝治（1877～1954）商法の大家。関西大学学長、満鉄理事副総裁、法制局長官（第2次山本権兵衛内閣）、商工大臣（齋藤内閣）を歴任。貴族院議員、帝国学士院会員。幣原内閣の総辞職後に公職追放となった。

る必要はなく、大正デモクラシー期の立憲君主制を回復すれば十分対応できるという判断<sup>96)</sup>であった。これには当時憲法問題調査委員会の委員を務めていた宮沢俊義博士<sup>97)</sup>でさえ、「明治憲法の立憲主義は自由主義、民主主義を基本要素とし、その条文は簡潔かつ弾力的であるから、憲法改正を俟たずともポツダム宣言の履行は可能<sup>98)</sup>と述べている。幣原内閣の憲法改正の動きは、前の内閣の国務大臣<sup>99)</sup>であった近衛文麿が佐々木惣一博士<sup>100)</sup>らと共に進めていたグループのもの<sup>101)</sup>軋轢が生じていたが、GHQの突如とした政策変更<sup>102)</sup>によって内閣に一本化されることになる。幣原内閣は、松本担当相を委員長として憲法問題調査会（以下、「松本委員会」という。）を発足させて、憲法改正の指針となる、いわゆる「松本4原則」<sup>103)</sup>を衆議院予算委員会で明示して、議會権限の強化を中心とする明治憲法の微修正により十分な対応ができるとの考えを明らかにした。

その一方で、マッカーサー司令官は、GHQの上位機関として、構成国にソ連も含める極東委員会が発足するに際して、自己の専権として占領政策を進めたく、これに邪魔建てて欲しくなかったことから、それまでに、日本国の統治体制の大枠を確定するべく、新しい憲法の制定を急がせた。そして、占領政策の円滑化には天皇の存在が大きいと考え、また、日本の伝統的存在であるとの認識も得て、マッカーサー司令官は、ソ連、豪州を中心に廃止を主張する天皇制について、その存続を強く意識していた。もっとも、マッカーサーの回顧録<sup>104)</sup>によれば、昭和天皇との会談を通じてその人柄にも魅了され、信頼関係が醸成されていたからとしているが、この回顧録は誇大・事実錯誤等に満ちているとされておりその真意は定かではない。

(3) 昭和21年(1946)の元旦に、昭和天皇は新日本建設の詔書、いわゆる人間宣言を発せられた。天皇自らが「天皇を現御神(アキツミカミ)」とするのは「架空の観念であ

96) 小林昭三監修『日本国憲法講義』成文堂 2009年 29頁引用

97) 宮澤俊義(1899~1976)法学者、貴族院議員。東京大学名誉教授。

98) 毎日新聞昭和20年10月19日付記事

99) 東久邇内閣の副総理格国務大臣として対応していたが、同内閣の総辞職後は公の立場でなくなったことから、宮中官職としての内大臣府御用掛として憲法改正作業を行っていた。

100) 佐々木惣一(1878~1965)。憲法学者、法学博士。貴族院議員。京都大学名誉教授。立命館大学学長、文化勲章受章者。

101) 京都帝国大学教授だった佐々木惣一博士の協力を得て進めていた。その時に助手として手伝っていたのが、佐々木博士の直弟子だった若き学者、後の京大憲法学の権威でもある京都大学名誉教授の大石義雄博士である。

102) GHQは「近衛の憲法調査には関知していない」との声明を出した。マッカーサー司令官による近衛への依頼は同席した通訳の証言により明らかであるのに、梯子を外され。しかも後に戦犯指定を受けて失意のうちに自死することになる。

103) 松本4原則は概ね次のようであった。「①天皇による統治権の総攬は変更せず。②天皇大権を制限し議会の議決権を要する事項の拡充。③国務大臣が国政全般に責任を負う。④国民の権利・自由に対する補償とその救済の強化。

104) ダグラス・マッカーサー著、津島一夫訳『マッカーサー大戦回顧録』中央公論新社 2014年 425頁参照。「初めての会談において、天皇は、『国民が戦争遂行にあてた政治、軍事両面で行った全ての決定と行動に対する全責任を負う者として、私自身をあなたの代表する諸国の裁決に委ねる』と述べて、感動した」と回想している。

る」と述べておられる。海外ではすこぶる評判が良く退位論の鎮静化にも貢献することになった。しかしながら、政府の真の狙いは、日本の民主主義が万機公論に決すべし<sup>105)</sup>とする「五箇条の御誓文」<sup>106)</sup>を基本としてきていることを強調して、進駐軍による自由主義的改革と戦前からの日本の伝統的な民主主義発想との調和を図ろうとするものであった<sup>107)</sup>。このように政府の思惑とは異なる、海外でのセンセーショナルな受け止め方は逆に有利なことであった。なお、国内では、五箇条の御誓文の基本姿勢などは、至極当然とする受け止め方であった<sup>108)</sup>。この世論の受け止め方からも、国民の真に接する天皇への想いに対して、国家統治機能よりもはるかに重きを置く統合象徴機能の浸透性を伺い知ることができる。

(4) 松本委員会は、新しい憲法の制定に関して、國体の護持と民主主義的憲法の融合が至上課題であるとして検討を重ねていたが、このタイミングで、毎日新聞が大スクープとして憲法草案を新聞掲載し、世情は騒然となった。実際は試案のひとつに過ぎなかったが、松本4原則に則って、議会機能の強化、統帥権の削除、基本的人権の保障を法律に求めるなど、過去の反省を踏まえてはいたが<sup>109)</sup>、天皇については「至尊にして侵すべからず」と書かれていた。この情報に接して、GHQは保守的であるとして、愚図々々していると極東委員会が発足してしまうことから、日本政府に任せるに足らずとして、この試案を退けて、密かに憲法学的には素人ともいえるメンバーによって、僅か2週間足らずで、憲法改正案をまとめて、日本政府に手交したのである。

そこには「象徴天皇」という新しい言葉が記載されており、戦争放棄条項と共に特異な条項となっていた。この提示を受け取った、松本担当相、吉田茂外相は驚愕し、幣原首相をはじめ閣僚も驚きおののき、政府は必死に抵抗したが、天皇廃位の国際世論を理由に押し切られた。マッカーサー司令官が、象徴天皇制と戦争放棄を規定させたのは、天皇制を国際社会の批判から護るにはこれ以外に方法はないと判断したからであった。これらの条項は、侵略戦争たる戦争を反省して、このような戦争を放棄し、不戦条約などで保障されている国際常識的な自衛戦力以外の軍備は持たないこととすることで平和国家とし、また、天皇は軍事的だけではなく一切の政治的権能も封奪された当に象徴的君主の存在としてのみ存立を認めるものであった。これらの措置によって、戦勝国で構成された極東委員

105) 政治は人々の意見によって行われていくものという意味。

106) 五箇条の御誓文。明治政府の発足に際して、明治元年（1868）に政府の基本方針として発布された。当時16歳の明治天皇が示したことになるが、実際は由利公正が起草し、木戸孝允が編集して成立した。

「一、 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決スヘシ 一、 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ 一、 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス 一、 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ 一、 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」

107) 詔書に「人間」との言葉が使われていた訳でもなく、祖先が日本神話の神であることや歴代天皇の神格化についても否定されていない。

108) 朝日新聞昭和21年1月元旦付朝刊（国立国会図書館蔵）

109) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 257頁参照



会をはじめ国際世論を納得させようと考え、そして実現したのである<sup>110)</sup>。

(5) この間にも、幣原内閣は、GHQ から民主化改革に消極的だとして圧力を掛けられ、内大臣府、陸軍省及び海軍省が廃止され、財閥解体などの急進的な改革や戦犯逮捕なども指示されて実行させられた。昭和21年（1946）1月4日にはGHQの本格的な取り組みとして、公職追放令が發布された。幣原内閣は「日本の歴史上最も完全な財閥内閣」<sup>111)</sup>と揶揄されていただけあって、閣僚の公職追放が続出し総辞職の危機を迎えたが、なんとか一部の閣僚の交代で存続を果たした。同年4月に帝国議会の第22回衆議院総選挙が行われたが、単独過半数の政党がなく、幣原首相が進歩党に入党することで政権維持を図ろうとした。しかし自由党や社会党、国民協同党などから猛反発を受けて倒閣運動にまで発展し、閣内からも離反者が出るなどして、議会運営が手詰まりとなったことから総辞職した。後継内閣には、外相を務めていた吉田茂に大命が降下した。

(6) 憲法改正作業は、吉田茂<sup>112)</sup>を首班とする内閣に引き継がれることになり、金森徳次郎が憲法改正担当大臣となって進めることになった。前内閣が当初作成した松本試案はGHQにより退けられ、マッカーサー草案をベースとするものが、GHQの許容範囲内の一部修正<sup>113)</sup>が加えられた後に、昭和21年（1946）3月6日に憲法改正草案要綱として公表された。新しい改正選挙法による初の普通選挙（婦人参政権が認められる）が、4月10日に先述の衆議院総選挙として行われ、4月17日には文語体から口語体に改められ、議会も二院制に戻って再び公表された。そして、憲法改正草案としてまとめられ、その間に、第9条のいわゆる芦田修正や第25条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」の挿入などの一部修正も行われた。その後、天皇の憲法改正の発議を以て、帝国議会に付議され、8月に新しく選ばれた議員構成の衆議院で新たな審議が進められ、明治憲法第73条の改正手順を確りと踏まえて、同月にその衆議院を通過（賛成票421、反対票8）。10月には帝国議会の最後開催となった貴族院でも修正可決（賛成票298、反対票2）。枢密院の諮詢、昭和天皇の裁可を経て、昭和21年11月3日に日本国憲法として公布され、昭和22年5月3日に施行された。公布の際には、明治憲法第73条に基づく手続を経て改正された旨の上諭<sup>114)</sup>も付されている。なお、筆者は、この点を協定憲法説の立場から重く受け止めている。

110) 清水唯一郎・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年 258頁参照

111) 久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年 298頁引用。幣原首相は三菱財閥の岩崎家の婿、松本憲法改正担当相は三菱財閥や安田財閥の顧問、小笠原商工相は株式取引所会長（現東京証券取引所）、渋沢蔵相は渋沢栄一の孫で日本銀行総裁も経験した渋沢財閥の総帥。

112) 吉田茂（1878～1967）外交官、政治家。貴族院議員、外相や首相を務める。首班とする内閣は第5次内閣まで5年半の長期政権となった。ワンマン宰相といわれている。日本の独立回復に尽力し、死去後の葬儀は国葬となった。

113) 提示原案の段階で一院制の導入や土地公有化などは削除、修正されている。

114) 「朕は、日本国民の総意に基づいて、新日本建設の礎が、定まるに至ったことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。」

#### 5-4 小括

國体としての天皇制は、鈴木内閣が國体護持はなされているとして、ポツダム宣言を受諾し、国家の破滅を何とか防ぐことに成功し、続く東久邇宮内閣は、一億総懺悔や國体護持を表明しながら、国内の秩序を保ちつつ進駐軍の受け入れを平然穏便に実現させ、間接統治の有効性と天皇の活用価値のアピールに成功する。そして幣原内閣は、戦前のリベラル遺産を総動員しながら、ポツダム宣言がいう「民主主義的傾向」の復活を維持し、米国の親日派に訴えつつ、米国が起草する新しい憲法草案に潜在的、結果的な支援を図ることで、続く吉田内閣が、明治憲法の改正手続を踏んで帝国議会の審議を経ることで、象徴天皇として、我が国の國体を護持することになった。この間に新旧兩憲法は、マッカーサー司令官を事実上の主権者としてその拘束を受け、超法規的な動向も容認することになった。この時点で、主権の在り方ともいえる國体の意義について論じることにも不条理なことに過ぎないものになっていったと考えている。

なお、終戦時の天皇のご聖断もいわば超法規的な措置であり、改正明治憲法たる日本国憲法も同様の措置に則ったものである。このように擬制的主権により原案が考案された訳であるが、これらは、「①我が国の近現代史における最大の転回点は、全て超法規的な措置で決定されている。②改正明治憲法は厳密な改正手続を遵守し新しい選挙法で選ばれた衆議院議員による帝国議会の審議を得て成立させたことが、天皇の超法規的な決定と国民の民意を反映させた帝国議会とによる協議による擬制的な協定締結で成立したものと見做す」ことができると、其々を解せるに至っている。

### 6. 高校教育教科書からの検証

本節においては、國体及び國体護持について、我が国の将来を担う若者にはどのように教育されているのかについて、高校教科書を通じて検証することにする。

(1) 検証対象の高校教科書は、第一学習社による令和2年刊行の『高等学校 改訂版 日本史A一人・くらし・未来』（以下、「第一日本史」という。）、東京書籍による平成27年刊行の『日本史A 現代からの歴史』（以下、「東籍日本史」という。）、山川出版社による令和2年刊行の『日本史A 改訂版』（以下、「山川日本史」という。）、そして清水書院による平成30年刊行の『高等学校 日本史A 新訂版』（以下、「書院日本史」という。）とする。これら四冊の教科書は、後述する学校採択数でシェア率の高い上位3社<sup>115)</sup>と、任意の1社から選んでいる。本稿ではこれらを「選定教科書」と呼ぶこととする。また、これら選定教科書の2017年度の学校採択概数（括弧内はシェア率）は、第一日本史：12万冊

115) 山川出版社は日本史Aの教科書を「山川日本史」以外にも、『現代の日本史 改訂版』を出版しており当該採択概数は5万9千冊。これらを合わせると、山川出版社は採択概数11万1千冊、シェア率26%となる。なお、山川出版社の日本史Bの教科書の採択概数26万6千冊、シェア率49%（総数539,061冊）と過半に迫る高いシェアを誇っている。

(28%)、東籍日本史：10万1千冊(23%)、山川日本史：5万2千冊(12%)、及び書院日本史：3万4千冊(8%)であった<sup>116)</sup>。

(2) 選定教科書の調査前に近現代史において、國体及び國体護持に関して、選定教科書で取り扱いが予想される項目は、治安維持法制定、天皇機関説事件と大東亜戦争の終結時前後、そして明治憲法改正時(日本国憲法の制定)の際であろう。

調査の結果は次表の通り。

	國体に係る記述	國体護持に係る記述
第一日本史	●治安維持法(國体の変革)→天皇によって統治される国家 ●天皇機関説事件(國体明徴声明)	なし
東籍日本史	●治安維持法の制定(國体の変革)→天皇制の廃止	●鈴木内閣の國体護持の条件付きポツダム宣言の受諾 ●東久邇宮内閣は國体護持を使命
山川日本史	●治安維持法の制定(國体の変革)→国家の主権のあり方によって区別される国家形態。この場合は天皇制を指す。 ●天皇機関説(國体明徴声明) ●戦時下の全体主義的思想(國体論)	●東久邇宮内閣の國体護持の提唱。
書院日本史	●治安維持法の制定(國体の変革)→天皇制の廃止	●東久邇宮内閣の國体護持の提唱。

(3) 調査結果は、國体及び國体護持については、予想通りの取り扱いであったが、明治憲法改正時については、日本国憲法が新しい国家像として記述されており、國体等に言及する記述は見当たらなかった。

國体については、治安維持法の制定時、國体の変革を意図する団体の取り締まりに関する記述が、各社に共通する。詳細記述を旨とする山川日本史は、治安維持法の制定以外にも天皇機関説事件、戦時下思想の國体論にも言及している。そして、國体とは何かについては、体制変革を危惧する記述を通じて、天皇制、天皇によって統治される国家体制と説明しているに留まる。また、國体護持については、上表のように3社が東久邇宮内閣の動向を復古的、批判的に記載しており、終戦時のポツダム宣言受諾時の國体護持の政府の動向については、東籍日本史が記述している。第一日本史は取り扱っていない。

これらは何れもが、國体が明治憲法の神権的イメージを助長するような記述に留まっており、現憲法の象徴天皇とは全く別物のような書き方である。そして、伝統的な万世一系の天皇制たる國体の護持を給う記述は遂に見つけ出すことができなかった。

## 7. 結語として

國体とは、万世一系の天皇を中心とした皇室制度であり、これは法体系に組み込まれる

116) 『名古屋芸術大学研究紀要』第42巻 2021年 190頁の中川直毅作成の表を参照した。2017年度の日本史Aの採択総数は概ね43万7千冊。

ことのない、国民の敬愛の念と親愛の情を以て支えられている建国以来の悠久の歴史的な日本特有のものである。これは時々の政治情勢などで変化のある統治体制たる政体とはそもそも区別されるべきものである。また、國体護持については、万世一系の天皇としての権威の保持に他ならないものと考えている。したがって、明治憲法下の主権者としての天皇も、日本国憲法下の国民主権と共に歩む象徴天皇についても、立憲君主として実質の政治は三権たる機関が行うことによって機能している。このようなことに照らして考えると、明治憲法下では憲法習律に基づく立憲君主としての象徴的天皇として、そして改正明治憲法たる日本国憲法においても立憲君主とされている象徴天皇としての観点からみても、國体は護持され続けられており、当に日本人特有の皇室への敬愛思想に支えられた精華でもある。したがって、日本の統治体制は、米国などにとやかく言われるまでもなく、「国民の自由なる意思に基づき決定された統治機能」として古代より連綿として受け継がれてきており、これらは日本国民の誉れとしての世界に例を見ない立憲的、民主的な思想傾向として捉えることができる。

もっとも、この万世一系の天皇を中核とした不動の國体も、時代々々の政治情勢や憲法体系の軸変化によって、天皇の位置づけが微妙に変遷してきている。「戦前憲政期の國体」は憲法習律による立憲君主としての象徴的元首たる天皇の制度であり、「終戦期の國体」は、ポツダム宣言の受諾による実相が天皇制の存置、昭和天皇の守護的な最低限の維持を求める体制であり、「戦後期の國体」は、明治憲法からその改正憲法たる日本国憲法が、憲法的な法的連続性の維持による国家としての継続の上で、国民主権と共に歩む象徴天皇の制度を指すものとする。

これらのことから、この素晴らしい我が国民性とその誇りとする國体は時代と共に変遷を辿り、そしてこれを日本国家と国民は常に護持すべく内外において闘ってきものと結論付ける次第である。

併せて、将来の日本を背負って立つ若者に対する「歴史教育は大切」であるが、残念ながら、選定教科書にはこのような悠久の歴史に紐づく「國体護持」についての記述はなく、これらへの侵害を防ぐべく歴史的闘争の事実も教えていないようである。就いては、これらの領域を歴史教育に取り入れていくべき必要性についても考察し、先人の国民性を尊んでの、國体護持に対する熱意や苦闘に答えるべく、その改善に期待するところである。

## 参考文献

- 文部科学省検定済教科書『改訂版 日本史A』山川出版社 2020年
- 文部科学省検定済教科書『高等学校 改訂版 日本史A 人・くらし・未来』第一学習社 2020年
- 文部科学省検定済教科書『高等学校 日本史A 新訂版』清水書院 2018年
- 文部科学省検定済教科書『日本史A 現代からの歴史』東京書籍 2015年
- 網中政機編著『憲法要論』嵯峨野書院 2013年

- 小林昭三監修 憲法政治学研究会編著『日本国憲法講義』成文堂 2009年  
大石義雄『日本憲法論 増補版』嵯峨野書院 1980年  
久田栄正『帝国憲法崩壊史』法律文化社 1970年  
池田実『憲法 第2版』嵯峨野書院 2016年  
芦部信喜『憲法 第7版（高橋和之補訂）』岩波書店 2019年  
長谷川日出世『基礎日本国憲法 改訂版』成文堂 2017年  
中川直毅『精選日本国憲法論14講』三恵社 2020年  
富永健・岸本正司『教養憲法11章』嵯峨野書院 2014年  
岩井和由『憲法を学ぶ 改訂版』嵯峨野書院 2017年  
現代憲法教育研究会編『憲法とそれぞれの人権 第3版』法律文化社 2017年  
君塚正臣編著『ベーシック憲法第3版』法律文化社 2017年  
西修編著『エレメンタリ憲法（新訂版）』成文堂 2008年  
下條芳明・東裕『新・テキストブック日本国憲法』嵯峨野書院 2015年  
信山社編『読む憲法史』信山社 2005年  
尾高朝雄『国民主権と天皇制』講談社 2019年  
清水唯一朗・瀧井一博・村井良太『日本政治史』有斐閣 2020年  
板野潤治『日本憲政史』東京大学出版会 2008年  
駒村圭吾・吉見俊哉『戦後日本憲政史講義—もうひとつの戦後史』法律文化社 2020年  
荒邦啓介『明治憲法における国務と統帥』成文堂 2017年  
米山忠寛『昭和立憲制の再建1932年～1945年』千倉書房 2015年  
楠精一郎『大政翼賛会に抗した40人』朝日新聞社 2006年  
古川隆久『戦時議會』吉川弘文館 2001年  
ジョセフ・グルー『滞日十年 上・下巻』筑摩書房 2011年  
太田尚樹『駐日米国外使ジョセフ・グルーの昭和史』PHP 研究所 2013年  
寺成英成『昭和天皇独白録』文藝春秋 1995年  
戸部良一『昭和の指導者』中央公論新社 2019年  
小林道彦『政党内閣の崩壊と満州事変』ミネルヴァ書房 2010年  
片山慶隆編著『アジア・太平洋戦争と日本の対外危機』ミネルヴァ書房 2021年  
徳川信治・西村智朗編著『テキストブック法と国際社会 第2版』法律文化社 2021年  
柳原正治『改訂版 国際法』放送大学教育振興会 2019年  
迫水久常『大日本帝国最後の四か月』河出書房新社 2015年  
重光葵『昭和の動乱』中央公論 1952年  
五百旗頭真『占領期—首相たちの新日本』読売新聞社 1997年  
西修『憲法の正論』産経新聞出版 2019年  
加藤聖文『「大日本帝国」崩壊』中央公論新社（中公新書）2009年  
倉山満『右も左も誤解だらけの立憲主義』徳間書店 2017年  
倉山満『天皇がいるから日本は一番幸せな国なのです』宝島社 2020年  
白井聡『国体論』集英社（集英社新書）2018年  
塩田純『9条誕生』岩波書店 2018年  
加藤聖洋『9条の戦後史』筑摩書房（ちくま新書）2021年  
長谷部恭男『戦争と法』文藝春秋 2020年

鈴木昭典『日本国憲法を生んだ密室の九日間』創元社 1999年

南出喜久治『占領憲法の正體』国書刊行会 2009年

### 参考論文

中川直毅「大学教職科目としての日本国憲法講義に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第40巻 2019年

中川直毅「日本国憲法の成立過程及び法的争点第9条に係る教育傾向に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第41巻 2020年

中川直毅「日本国憲法制定前史としての憲政の常道の崩壊過程に関する考察」『名古屋芸術大学研究紀要』第42巻 2021年